

州見台小学校 P T A 規約

第1章 総 則

第1条（名称及び事務局）

本会は、州見台小学校 P T A と呼び、事務局を州見台小学校内に置く。

第2条（目的）

本会は、家庭と学校が協力し、家庭・学校及び地域における教育について相互に理解を深め、州見台小学校児童の健全な成長を図るとともに、会員相互の交流・研修を深めることを目的とする。

第3条（基本方針）

本会は、目的を達成するために、次の方針を定める。

- ① 教育を本旨とする民主的な団体として活動する。
- ② いずれの宗教・政党活動にも関与せず、営利を目的とする行為は行わない。
- ③ 本会の運営は、あくまで自主的なものであり、他の団体からの支配や干渉は、受けない。

第4条（事業）

本会は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 会員相互の親睦を深め、研修と教養を高める事業。
- ② 児童の教育環境の整備・充実を図る事業。
- ③ その他、本会の目的達成のために必要な事業。

第5条（会員）

本会の会員は、州見台小学校に在籍する児童の父母（保護者）並びに同校に勤務する教職員とし、会員は、毎月、所定の会費を納めることとする。

第2章 本部役員

第6条（本部役員の役職及び任務）

本会に、次の本部役員を置き、その任務は次のとおりとする。

役職名	定数	任務内容
会長	1名	本会を代表し、会務を総括する。
副会長	2名	会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
庶務	2名（内1名教職員）	本会の庶務を担当し、事務を処理する。
会計	2名（内1名教職員）	本会の会計事務を行う。

第3章 委員

第7条 (学級委員)

本会に、次の学級委員を置き、その任務は以下のとおりとする。

役職名	定数等	任務内容
学級長	学級毎に3名を 選出し互選によ り学級長、保健・ 体育委員、文化・ 広報委員を決める。	属する学級の諸活動を計画し、推進する。
保健・体育委員		保健・体育委員会の一員として保健・体育に関するPTA活動を行ふとともに、学級長を助け、学級の諸活動を計画し、推進する。
文化・広報委員		文化・広報委員会の一員としてPTAの文化・広報活動を行うとともに、学級長を助け学級の諸活動を計画し、推進する。

第8条 (専門委員会)

1 本会に、次の専門委員会を置く。

- ① 学級長会
- ② 保健・体育委員会
- ③ 文化・広報委員会
- ④ 地域委員会

2 各専門委員会に、次の役員を置き、会の運営に当たるとともに、運営委員会に出席して、事業の計画及び、活動報告等を行うこととする。

- ① 学級長会——委員長 1名 副委員長 1名
- ② 保健・体育委員会——委員長 1名 副委員長 1名
- ③ 文化・広報委員会——委員長 1名 副委員長 1名
- ④ 地域委員会——委員長 1名 副委員長 1名

第9条 (地域委員)

1 本会に、各地域の通学班毎に1名の地域委員を置くこととし、その任務は次のとおりとする。

- ① 児童の通学や地域の安全に関すること。(登校班の編成・通学路の点検等)
- ② 学校と地域との連携に関すること。(学校・PTA行事への協力等)

2 各地域の通学班は、別に定めるが、児童の増減により、必要に応じて地域委員会で協議の上、変更できるものとする。

第4章 会計監査

第10条 (会計監査委員)

本会に、会計監査委員を置くこととし、その任務及び選出は次の通りとする。

- ① 会長は、会計監査委員2名を会員の中から委嘱し、年度当初の総会において、承認を得るものとする。(4年・5年より各1名)
- ② 会計監査委員は、その年度の会計事務を監査し、総会において監査結果を報告する。

第5章 役員及び委員の選出等

第11条 (本部役員及び委員の選出並びに任期)

- 1 本部役員及び委員の選出に関する規程は別に設ける。
- 2 本部役員及び委員の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げないが、会長職については1年限りとする。
- 3 欠員で補欠選出された役員・委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 本部役員及び学級・地域委員を兼任することはできない。
- 5 児童数増減による学級再編制時の学級委員数は、その都度運営委員会において協議の上決定する。

第6章 運営委員会

第12条（構成）

運営委員会の構成は、次のとおりとする。

- ① 本部役員———————7名（内2名は教職員）
- ② 学級長（正・副）—————2名
- ③ 保健・体育委員（正・副）—————2名
- ④ 文化・広報委員（正・副）—————2名
- ⑤ 地域委員（正・副）—————2名

なお、校長は隨時出席できるものとする。

第13条（任務）

運営委員会の任務は、次のとおりとする。

- ① 総会までに当該年度の活動方針案及び予算案等を審議し、総会資料の作成に協力する。
- ② 総会で議決された事業等を円滑に実施するため、本部役員会等が提起した具体的な計画案を審議の上、決定し、具体的な活動内容の推進に当たる。
- ③ 特別な事項について運営委員会が必要と認めた時は、特別委員会を設けることができる。

第14条（議会の開催と議決）

運営委員会の開催及び議決方法は、次のとおりとする。

- ① 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- ② 会議の議長は、本部役員がその任に当たる。
- ③ 議決に係る会議の成立は、委員の過半数の出席によるものとし、審議事項の決定は、出席委員の過半数の賛成を必要とする。なお、賛否同数の場合は議長が決することとする。

第7章 総 会

第15条（総会）

定期総会は、年1回開催し、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

総会の内容は次のとおりとする。

- ① 総会は、会長が招集する。
- ② 総会は、委任状を含め、家庭数の2分の1以上の出席により成立し、決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。
- ③ 議長は、運営委員以外から選出する。
- ④ 総会では、次の事項を審議・決定する。
 - ア 当該年度の役員及び委員の承認。
 - イ 前年度の事業報告及び決算報告。
 - ウ 当該年度の活動事業計画及び予算案等。
- ⑤ 次のいずれかの場合は、臨時総会を開催することができる。
 - ア 運営委員会において必要と認めた場合。
 - イ 会員総数の4分の1以上の同意が得られた場合。

第8章 会 計

第16条（会計及び会費）

本会の会計は、会費及びその他の収入を以てこれに充てる。

① 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

② 会費徴収

ア 会費は、1家庭につき、月300円を徴収する。

徴収は、9ヶ月とする。

(徴収月 4, 5, 6, 7, 9, 10, 11, 12, 1月)

イ 徴収対象家庭は、徴収月の1日に児童が本校在籍の場合とする。

第9章 規約の改正

第17条（規約の改正）

本会の規約の改正は、総会において出席者全員の半数以上の賛成により決定する。なお、改正案は事前に全会員に通知しなければならない。

附 則

1 この規約は、平成25年5月17日より施行する。

2 この申し合わせ事項は、平成21年5月25日より施行する。

PTA保護者活動についての申し合わせ事項

PTAボランティア、サークル活動等を新たに組織する場合は、当該組織の代表者が運営委員会に出席、提案し運営委員会の承認を得ることとする。

運営委員会は、その組織、活動が「州見台小学校PTA規約」第2条（目的）に該当するものであるか、計画的に継続した活動となるか等の検討を行う。

承認された組織については、PTA予算から活動経費を計上することも検討する。